

# 監事監査報告書

令和8年6月9日

学校法人 國學院大學  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 國學院大學  
監事(常勤) 小瀬 孝雄  
監事 植草 茂樹  
監事 寺澤 悠

私たち監事は、私立学校法（令和7年4月1日施行）第52条第1項第1号及び学校法人國學院大學寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人國學院大學（以下、「本法人」という。）の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会、常務理事会等の重要な会議に出席し、理事等から職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書の内容を精査して計算関係書類等との整合性を確認するとともに、内部統制システム（私立学校法施行規則第13条各号に定める体制）の整備・運用状況について理事等から報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及びその附属明細書並びに財産目録については、会計監査人から監査計画の説明を受け、監査結果について報告を受けました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算関係書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果を相当と認めるとともに、本法人の収支及び財産の状況を正しく表示しているものと認めます。

以上